

京都市水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第19号

京都市水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

京都市水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第10条第2項を次のように改める。

- 2 条例第24条の2第3項に規定する管理者が定めるときは、工事を中止したときその他管理者が特別の理由があると認めるときとする。

第11条中「配水施設」を「水道施設」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(地下水等利用専用水道の構造に係る基準)

第11条の2 条例第24条の6第2号に規定する管理者が定める基準は、地下水等利用専用水道(条例第24条の5第1号に規定する地下水等利用専用水道をいう。以下同じ。)の構造について、水道法その他の水道に関する法令の規定に基づき、適当な措置が講じられていることとする。

- 2 前項に定めるもののほか、地下水等利用専用水道の構造に係る技術上の基準は、管理者が定める。

(地下水等利用専用水道の届出)

第11条の3 条例第24条の7第1項前段に規定する管理者が定める者は、地下水等利用専用水道を設置している者であって、当該地下水等利用専用水道により水を供給するために条例第3条第1項の規定による承認を受けようとする者とする。

- 2 条例第24条の7第1項前段の規定による届出は、地下水等利用専用水道の新設、増設又は改造に係る工事(以下「専用水道工事」という。)に着手する日の7日前までに行うものとする。ただし、次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる日までに行うものとする。

- (1) 専用水道工事に着手するまでに当該専用水道工事に伴う給水装置の工事につき条例第5条第1項本文の承認を受けるための申請をするとき 申請をしようとする日

- (2) 地下水等利用専用水道を設置している者が、当該地下水等利用専用水道により水を供給するために条例第3条第1項の規定による承認を受けようとするとき 水の供給

を開始する日の1箇月前の日

- 3 条例第24条の7第1項後段の規定による変更は、地下水等利用専用水道に係る設備以外に関するものとし、当該変更をしようとする日の7日前までに管理者に届け出るものとする。
- 4 条例第24条の7第2項に規定する管理者が定める日は、同項の規定による変更をしようとする負担金算定期間（条例第24条の5第3号に規定する負担金算定期間をいう。）の初日の1箇月前の日とする。
- 5 条例第24条の7第3項の規定により地下水等利用専用水道を廃止しようとするときは、当該地下水等利用専用水道を廃止しようとする日の1箇月前までに届け出るものとする。

（水道施設維持負担金の納入）

第11条の4 水道施設維持負担金（条例第24条の5第2号に規定する水道施設維持負担金をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により納入しなければならない。

- (1) 一時に全額を納入する方法
- (2) 全額を管理者が定める回数に分割して納入する方法

2 水道施設維持負担金の納入期限は、第8条に定める料金の納入期限に準じる。

（報告、資料の提出又は立入検査）

第11条の5 条例第24条の11に規定するその他管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 水道法第34条第1項前段において準用する同法第19条第3項の規定に基づき設置されている地下水等利用専用水道の水道技術管理者
- (2) その他管理者が必要と認める者

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第10条及び第11条の改正規定 平成29年4月1日
  - (2) 第11条の2、第11条の3及び第11条の5の改正規定並びに附則第2項の規定 平成29年10月1日

(3) 第11条の4の改正規定 平成30年4月1日

(既設置使用者に準じる者)

2 京都市水道事業条例の一部を改正する条例（平成29年3月30日京都市条例第56号。以下「改正条例」という。）附則第6項に規定する管理者が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 改正条例附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に地下水等利用専用水道を新設し、増設し、又は改造する工事に着手している使用者（新設の場合にあつては、水道水の供給を受けようとする者を含む。）

(2) 前号に掲げる者に準じる者であつて、管理者が適当と認めるもの

(上下水道局総務部総務課)